

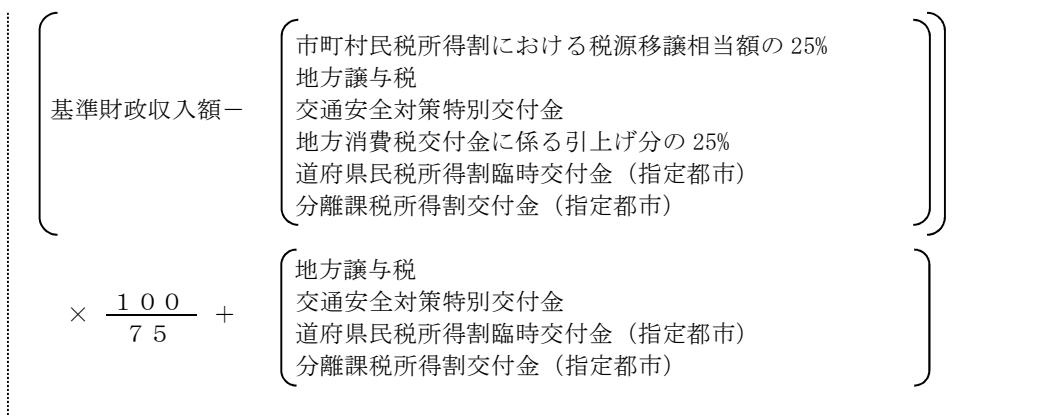
● 「決算分析指標等」における用語

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} \times + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

※ 標準税収入額等：地方税、地方譲与税等の理論上標準的な収入見込額



財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標。数値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \text{各年度の普通交付税における} \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ (小数点第4位を四捨五入)}$$

(過去3ヵ年平均値)

実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す。正数の場合は黒字、負数の場合は赤字である。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)等に占める割合。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、一般財源総額に占める、公債費に充当された一般財源の割合。この比率が高いほど財政運営の硬直化が進んでいることを表す。なお、平成22年度決算からは算出していない。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

積立金現在高比率

$$\text{積立金現在高比率} = \frac{\text{積立金現在高(28年度末)}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$$

地方債現在高比率

$$\text{地方債現在高比率} = \frac{\text{地方債現在高(28年度末)}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$$

実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

- * 早期健全化基準：市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%
- * 財政再生基準 : 20%

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率

- * 早期健全化基準：市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%
- * 財政再生基準 : 30%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- * 早期健全化基準 : 25%
- * 財政再生基準 : 35%

$$\text{実質公債費比率 (3 年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100(\%)$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ 一時借入金の利子

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

* 早期健全化基準：350%

* 財政再生基準：なし

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$$

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

● 「財政構造の状況」における用語

一般財源

市町村税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、各種(県税)交付金（利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金および軽油引取税交付金）の合計額。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を加算したもの。「一般財源等」として扱うものを示すと、次のとおりである。

ア. 市町村税（目的税を含む。）

イ. 地方譲与税

ウ. 地方特例交付金

エ. 地方交付税

オ. 交通安全対策特別交付金

カ. 国有提供施設等所在市町村助成交付金

キ. 利子割交付金

ク. 配当割交付金

ケ. 株式等譲渡所得割交付金

コ. 地方消費税交付金

サ. ゴルフ場利用税交付金

シ. 特別地方消費税交付金

ス. 自動車取得税交付金

セ. 軽油引取税交付金

ソ. 国庫支出金、都道府県支出金のうち

指定事業に係る高率補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、電源立地地域対策交付金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額。ただし、生活保護費国庫負担金のように、毎年度同じように繰り返し精算されるものは除く。

タ. 使用料、手数料のうち

水利権または無体財産権の使用等に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外の使用に対するものおよび前記以外のものでその収入が必要経費を超過する場合の超過額

チ. 寄附金のうち

寄附目的が特定されていないものまたは総称的な経費の財源となるもの

ツ. 財産収入のうち

財産の運用による収入および財産の売払代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入および売却目的が具体的事業に特定されない収入

テ. 繰入金のうち

財政調整基金および減債基金の取崩し額またはその使途目的が抽象的もしくは総称的な経費の財源となるもの

ト. 諸収入のうち

預金利子その他これに類するもので、その収入額が必要経費を超える額または使途の特定されない収入額および収益事業収入額

ナ. 繰越金のうち

継続費過次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越または支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金

ニ. 地方債のうち

歳入欠かん等債、減収補填債特例分、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債

臨時の収入と経常的収入

臨時の収入と経常的収入との区分は、各団体において毎年度経常的に収入されるかどうか、ほとんどの団体で収入が予想されるかどうかという基準によって行われ、おおむね次に掲げるような収入を臨時の収入とし、その他の収入を経常的収入とする。

ア. 収入科目により臨時の収入に区分されるもの

- 市町村税の目的税のうち都市計画税、法定外普通税および法定外目的税
- 地方交付税のうち特別交付税、震災復興特別交付税
- 財産収入のうち、不動産売払収入、物品売払収入、生産物売払収入（常時生産される生産物に係るものおよび伐採計画に基づく立木等に係るもの）および基金運用収入
- 分担金、負担金（保育児童、老人等施設措置に係る負担金および市町村分賦金のうち組合の運営等に要する事務費等を除く。）
- 寄附金
- 繰入金
- 繰越金
- 地方債
- 諸収入のうち、延滞金、加算金、過料、臨時的な貸付金の元利収入（公営企業貸付金元利収入を含む。）、受託事業収入、収益事業収入および雑入（経常的に収入されるものを除く。）

イ. 収入の内容によって臨時の収入に区分されるもの

- 市町村税のうち適用期限のある超過課税収入分
- 国庫支出金、都道府県支出金、使用料、手数料のうち建設事業またはその他の臨時の経費の特定財源として収入されるもの
- 特定財源に属する収入のうち、その充当すべき経費を超えて収入されたもの（一般財源等振替分）
- 国庫支出金および都道府県支出金のうち、各種利子補給金または過年度分の精算に係る額（ただし、生活保護費国庫負担金のように毎年度同じように繰り返し精算されるものの精算額は除く。）

※国庫支出金、都道府県支出金のうち、主な経常的特定財源の例

ア. 国庫（県）支出金のうち経常的特定財源となるもの

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費国庫補助金、要保護及び準要保護児童生徒医療費国庫補助金、要保護及び準要保護児童生徒給食費国庫補助金、文化財保護事務費交付金、生活保護費国庫（県）負担金、児童保護費国庫（県）負担金、身体障害者保護費負担金、障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金、日雇健康保険事務取扱費交付金、国民年金事務取扱費交付金、外国人登録事務費委託金

イ. 都道府県支出金のうち経常的特定財源となるもの

結核予防費補助金、予防接種対策費補助金（大流行に対するものを除く。）、農業委員会費補助金（特別事業費補助金を除く。）、人口動態調査委託金、道府県民税徴収交付金、選挙常時啓発費補助金

臨時の経費と経常的経費

臨時の経費と経常的経費との区分は、おおむね次に掲げるような経費を臨時の経費とし、その他の経費を経常的経費とする。

ア. 経費の科目により、臨時の経費に区分されるもの

- 人件費のうち災害補償費（地方公務員災害補償基金負担金を除く。）
- 補償金、欠損補填金、繰上充用金、賠償金、償還金（地方債に係るものは除く。）小切手支払未済償還金
- 積立金、投資及び出資金、繰出金（国民健康保険事業会計（事業勘定）に対する保険基盤安定制度に基づく繰出金、後期高齢者医療事業会計および介護保険事業会計に対する法令等の規定に基づく繰出金および法非適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（建設事業費に係るものを除く。）を除く。）
- 貸付金のうち、法令等の規定に基づき制度化されたもので、年度を超える数年度にわたり継続的に支出される等経常的に支払われる貸付金以外のもの
- 公債費のうち転貸債および繰上償還に係るもの
- 普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費

イ. 経費の性質により、臨時の経費に区分されるもの

- 行政整理、勧奨による退職に要した退職手当（自己都合退職・死亡退職は除く。）
- 特別職（教育長を含む。）に対する退職手当
- 選挙の執行に要した経費（常時啓発および選挙人名簿調製のための経費を除く。）
- 各種センサス、国土調査、新市町村建設計画樹立のための調査等、特に大規模な統計調査のための経費
- 災害対策関係経費
- 工場誘致関係経費
- 国体開催、行幸啓、合併記念行事等の大規模な記念行事および全国的会議等の開催等に要する経費
- 伝染病の流行によって要した経費
- 大規模な事務改善に要する経費
- 人口急増等、一時的現象に伴い必要とした経費
- 補助費等のうち、下記以外のもの
 - ・ 法令等の規定に基づいて毎年度継続して支出されるもの
 - ・ 法適用の公営企業に対する繰出基準に基づく繰出金（ただし、同繰出金のうち、①上水道事業の消火栓に要する経費（建設改良に要する経費に限る。）、②交通事業の都市高速鉄道建設費に要する経費、③病院事業の建設改良に要する経費（建設改良費に限る。）、④簡易水道事業の建設改良に要する経費（建設事業費に係るものに限る。）に係るものを除く。）
 - ・ 国庫支出金を伴うもので毎年度継続して支出されるもの
 - ・ 長期間設置されている公共団体等に対する負担金、補助金および交付金として支出されるもの
- 以上のほか、単年度または短期間の年度に限って要した経費